

診断書を作成していただく先生へ

仙台家庭裁判所

平素より成年後見制度における診断書の作成並びに鑑定手続きにつきまして御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

1 成年後見制度における診断書の作成について

成年後見制度を利用する当事者には、鑑定手続きに先立って、必ず診断書を提出していただいておりますが、診断書は、補助や任意後見の手続では判断の資料となる法定の必要的書類として、また、後見や保佐の手続では申立後の鑑定の要否を判断する資料として、重要な役割を果たしています。

ところで、当家庭裁判所では、平成31年4月から同封の診断書のとおり成年後見用診断書の書式を改訂し、診断をしていただく医師の先生に同書式による診断書を作成されるよう協力を求めているところです。

このたびの診断書の作成につきましても、何とぞ御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

2 鑑定について

成年後見制度では、診断書等の記載内容からご本人に判断能力のないことが明らかでない限り**鑑定**が必要となりますが、当家庭裁判所では、上記診断書の書式に改めたことにより、ご本人の判断能力について詳しい情報が得られることとなったことから、重度の認知症高齢者や最重度又は重度の知的障害者等については、ほとんどのケースにおいて鑑定を省略することができるようになりました。

3 お願い

現在では、上記のとおり鑑定を省略するケースが多くなりましたが、一定の事案では必ず鑑定が必要となりますので、今後とも鑑定手続きにつきましても御理解、御協力を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

鑑定は、通常、主治医の先生にお願いしております。そこで、診断書を作成していただいた先生に、鑑定をお引き受けいただけるかどうかお伺いしたいと存じますので、大変ご面倒をおかけいたしますが、診断書に添付してあります「**診断書を作成された医師の方へ**」に併せて御記入いただきますようお願いいたします。

※ 御不明な点は仙台家庭裁判所後見センター（022-745-6090）にお問い合わせください。